

# 改めて道徳教育における「徳目主義」批判とは何だったのか

—宇佐美・藤田論争の分析を通じて—

宮本浩紀\*

(2020年10月21日受理)

Re-examining the Criticism of “Moralism”:  
A Study of the Controversy between Hiroshi Usami and Shoji Fujita

Hiroki MIYAMOTO

キーワード：「特別の教科 道徳」、「考え、議論する道徳」、徳目主義、事実

本稿の目的は、戦後の道徳教育研究において縷々用いられていた「徳目主義」批判をめぐる論考の整理を行うことにある。より具体的には、教育哲学者の宇佐美寛氏と教育学者の藤田昌士氏によってなされた論争を紐解きながら、「徳目主義」ないし「徳目」の意味するところについて、両者の異同を確認することが目的である。本稿における考察の結果、「道徳」の時間実施時の道徳教育の目標、及び現行の道徳教育における「自我関与」等を踏まえた場合、宇佐美氏の示した「徳目」に関する理解の方が、よりそれらとの間に整合性が見出されることを確認するに至った。さらに、そのことを元にするこゝで、道徳科における読み物教材を活用した授業づくり・授業実践において、教材本文の内容を精読することの必要性が改めて見出されるに至った。

## はじめに

1958（昭和33）年より、おおよそ60年にわたって「道徳」の時間が教育課程に位置づけられてきた。主としてその教育内容に対しては、大きく二つの議論が展開されてきたことが思い起こされる。一つは「心情主義」批判であり、もう一つは「徳目主義」批判である。

このうち、前者の心情主義批判に関しては、2017（平成29）年の学習指導要領一部改訂によって成立した「特別の教科 道徳」（以下、「道徳科」とする）において、その乗り越えが目指されていることが確認できる。すなわち、従来の「道徳」の時間において「心情理解」のみに偏った指導がなされていたことが課題として指摘された上で、道徳科では「考え、議論する道徳」の実施を通

---

\* 茨城大学大学院教育学研究科

してその解消が目指されているのである。

一方で、後者の徳目主義批判に関しては、中教審答申あるいは審議会の議事録において、その乗り越えが強調されている様子は確認できない<sup>1)</sup>。その理由について推察するに、本稿では次の三つの可能性を想定している。

- (a) 「道徳」の時間に対して徳目主義批判が成り立つ場合があったことを踏まえた上で、その乗り越えが（少なくとも道徳科の実施前あるいはその実施によって）すでになされているとみなす立場。
- (b) 「道徳」の時間に対して徳目主義批判が成り立つ場合があったことを踏まえた上で、その乗り越えが果たされたかどうか検証する機会はいまだ確保し得ていないとする立場。
- (c) 「道徳」の時間に対して徳目主義批判が成り立つ場合があったとみなさず、また道徳科に対しても同様の課題は存しないとみなす立場。

概ね以上三つの可能性を想定した場合、いずれにしてもまず前提として各項目の前段にあたる部分の検証が必要となろう。徳目主義批判を展開した論者の主張の正当性について検討せずして、「道徳」の時間の授業実践を徳目主義的と断ずることは一方的な決めつけにあたるからである。

以上の問題意識の解消には種々の手順<sup>2)</sup>が想定されるが、本稿では、教育哲学者の宇佐美寛氏と教育学者の藤田昌士氏によってなされた「徳目主義」批判を巡る論争の経過を追うことを通じて、その是非について検討を行いたい。

興味深いのは、共に道徳教育の枠組みや「道徳」の時間の授業実践の内容及び過程に対して考察を行ってきた宇佐美・藤田両氏の間において、「徳目主義」の内実に関する理解が異なっている点である（正確に言えば、宇佐美氏による批判を受けて、藤田氏の論考においてその旨が述べられている）。共に「道徳」の時間に課題を認め、その改変を主張する両氏の間においてさえ、そのような理解の相違が生まれてしまっている事情を踏まえるならば、先に政府の立場として想定した三つの可能性についてもさらに詳細な検討を要する必要性が感じられる。そもそも「徳目」とは何かという共通理解が形成ないし保持されているかどうか不確かである段階においては、それを主軸として展開された「徳目主義」批判を一枚岩のものとみなすことはできないためである。そこで、先の三つに加えて、さらに次の第四のような可能性を想定する必要性が生じる。

- (d) 「道徳」の時間に対して「徳目主義」批判が成り立つ場合があったかどうか検討する以前に、その批判の中心に据えられた「徳目」という用語の共通理解が得られていない以上、これまでの答申ないし審議会議事録等において直截に議論の対象とするに至らなかった（ないし、その必要性は認められなかった）とする立場。

以上のような第四の可能性を踏まえると、結局のところ、考察の中心は「徳目」とは何かといった問題について検討することが必要であることが見出される。以下、本稿では、宇佐美・藤田論争を考察の基盤として、改めて「徳目主義」批判がいかんにして成立するかについて検討していく。それをもって、政府の立場が上に示した四つの可能性のいずれに近いかにについて検討する準備が整うは

ずである。

## 1. 「徳目主義」批判をめぐる宇佐美・藤田論争の経過と本稿の着眼点

まず初めに、宇佐美・藤田論争の経過について確認しておこう。その発端は、宇佐美氏が1984（昭和59）年に執筆した『「道徳」授業をどうするか』（1984年、明治図書）において、藤田氏の論考に疑問を呈したことにある。その際取り上げられたのは、藤田氏が1981（昭和56）年に共著で執筆した『道徳教育の実践』（1981年、総合労働研究所）であった。まず初めに宇佐美氏は、藤田氏が同書に記した以下の一節（筆者注：本稿での引用は一部にとどまる）を引用する<sup>3)</sup>。

このような授業例に接して、私は、やはり、現在の「道徳」の授業にまつわる徳目主義的な傾向を指摘せざるを得ない。たしかに学習指導要領は、「道徳」について、幾つかの内容を関連づけて指導するよう説いている。……しかし、これらの授業例に限らず、現実には、あれこれの徳目がひとり歩きしている授業が少なくない。…

さて、「道徳」の授業の現状にある徳目主義的な傾向に対して、まず確認を要すると思われることは、今述べた「人間尊重の精神」という、今日の道徳と道徳教育の基本である。……その上で、私たちは、この人間尊重という原則的な価値をただちに二八項目なり、一六項目なりの内容として列挙するのではなくて、その原則から発展する諸価値の層を考える必要があるのではないか。

宇佐美氏の著書ではさらに引用が続くが、ここでは以上にとどめる。この引用箇所から確認できることは、まず第一に、藤田氏が「道徳」の時間に「徳目主義」的な傾向を見出していること、加えて、第二に、「指摘せざるを得ない」という表現を通して、藤田氏が「道徳」の時間に認められる「徳目主義」的傾向を批判する意図を有していること、以上二点にまとめられる。宇佐美氏は、このような形で藤田氏の論考を概ね2頁ほど引用した上で、その内容について次のような見解を示す<sup>4)</sup>。

ここまで読むと、どうやら次のことが明らかになります。

藤田氏には「価値」・「(学習指導要領の)項目」・「徳目」の区別が出来ていません。いいかえれば、(a) 価値を知る経験と (b) その経験に外側からつけられたレッテル言葉との区別が出来ていません。

経験される事柄は言葉よりもはるかに複雑で広いので、言葉で整理しようとするれば様々な整理の仕方が成り立ちます。…個々の人間の経験にとってどのような整理が望ましいのかは、個々の場合を離れて抽象的にはきめられません。…

藤田氏は、氏の言う「徳目主義」を批判なさりながらも、「徳目主義」から自由になり得ていません。「徳目主義」という思考方法の基本的構造は、言葉と経験（経験される事実）とを区別できないことなのですが、藤田氏自身の用語法もこの枠内にしばられています。言葉と経験との差違と関係とについての意識が見られません。

論争は、この宇佐美氏の指摘に対して、藤田氏が二度にわたる返答を行うという形で行われた。それは、宇佐美氏による指摘がなされた翌年の1985（昭和60）年に藤田氏の著書『道徳教育 その歴史・現状・課題』（1985年、エイデル研究所）においてなされた。同書には章を分けて二つの独立した返答がなされている。

第一の返答は、当時「道徳」の時間として実施されていた道徳授業の現状を巡る同書第5章第1節の補論として、「資料『手品師』に対する宇佐美寛氏の批判について」という表題のもとになされた。具体的には、有名教材である「手品師」の授業及び資料それ自体に対する藤田氏の見解が示された後に、宇佐美氏による教材分析の手法の課題が知性的側面に偏っていることが指摘されている。

「徳目主義」批判を取り上げる本稿としては、もう一方の第二の返答に注目したい。それは、藤田氏が人間尊重の意識を道徳教育の基礎に置くべきことを主張した同書第5章第2節の補論として、「補論 宇佐美寛氏の批判にこたえる」という表題のもとに書かれたものである。先に示した第一の返答が1頁程度であったのと比べて、こちらの第二の返答は8頁の大部に及ぶ。その冒頭部分を引用すると、次のとおりである<sup>5)</sup>。

本節で述べた「人間尊重」を基礎とする道徳的諸価値の構造的把握という課題について、宇佐美寛氏は、氏の著書『「道徳」授業をどうするか』（1984年、明治図書）において、「これでは『人間の尊重』という徳目を中心にした徳目主義が結果するだけ」、「学習指導要領の十六項目の価値（中略。氏によれば、正しくは「価値語」あるいは「徳目」と呼ぶべきもの——引用者注）が、どんな構造をなしているかなどは、単に言語学的な問題」にすぎないと批判しておられる。

念のために言うならば、私は、学習指導要領における「道徳」内容の二八項目なり一六項目なりの区分、またその一つ一つを所与の前提として、その枠内で道徳的諸価値の構造的把握という課題を提出しているのではない。そのことは、私が宇田川宏氏との共編著『道徳教育の実践』（エイデル研究所）…等々から察せられるはずである。それはさておき、この機会に次の諸点を挙げて、氏への問い、ないしは反論としておきたい。

藤田氏は補論をこのように書き始めた上で、宇佐美氏に対し五つの見解を示している<sup>6)</sup>。本稿が注目するのは、特にその第四点目（「さて、私に寄せられた宇佐美氏の批判は、藤田もまた『徳目主義』から自由になり得ていないという点にある。ここで『徳目主義』とはなんであるかが問われなければならない<sup>7)</sup>」）である。これは、先に宇佐美氏の著書から引用した一節に相当する。

同じく「道徳」の時間の授業実践（具体的には「手品師」という読み物教材及びそれを活用した授業展開）を素材として、「徳目主義」批判を行う両者の間において、「徳目」ないし「徳目主義」という言葉に関していかなる理解の相違があるのか。なぜ両氏の間において共通理解は得られなかったのか。それを妨げたものは何だったのか。以下、これらの疑問を踏まえながら、宇佐美・藤田両氏の論考に関して考察していく。

## 2. 「徳目」とは何か—藤田氏の場合—

(1) 藤田氏による語の使い分け

それでは、宇佐美・藤田論争の経過を追いながら、両氏の行った「徳目主義」批判の内実を明らかにしていこう。先に引用した宇佐美氏の著書では、藤田氏の著書に対して、二つの批判がなされていた。一つは、言葉づかい（用語法）が誤っていることであり、もう一つは、経験と言葉の区別がなされていないことである。

ここでは、まず初めに前者から検討していく。宇佐美氏のいう「藤田氏は、氏の言う『徳目主義』を批判なさりながらも、『徳目主義』から自由になり得ていません<sup>8)</sup>」という批判は、藤田氏の言葉づかいが誤っているという理解に基づいている。すなわち、宇佐美氏にとって、「価値」・「(学習指導要領の)項目」・「徳目」は区別する必要がある言葉であるのに対して、藤田氏はそれを行っていないというのである。

検討にあたり、本稿では、先にあげた『道徳教育の実践』と『道徳教育 その歴史・現状・課題』の二著に加えて、勝田守一監修『道徳教育と人間形成』（明治図書、1969）に収められた藤田氏の論稿<sup>9)</sup>と『講座 日本の学力 11 道徳と教育』（日本標準、1979）に収められた藤田氏の論稿<sup>10)</sup>を参照した。すると、たしかに藤田氏がそれらの言葉の意味を明確に規定している箇所を見出すことはできず<sup>11)</sup>、特に「価値」と「徳目」に関しては、以下のとおり、その使い分けが不明確であるように見受けられる記載がなされていることが認められた<sup>12)</sup>。

一般に徳目主義の道徳教育は、子どもが身につけることが望ましい価値としてあれこれの徳目を列挙するけれども、現実の道徳は、それらの徳目がばらばらにあるのではなく、それらの徳目が集まって一定の価値体系を構成しているものであるからには、その価値体系性が注目されなければならない。

この引用箇所代表されるように、宇佐美氏の指摘のとおり、藤田氏の文章では先の言葉の意味が明確に規定されている様子は見受けられない。例えば、「…現実の道徳は、それらの徳目がばらばらにあるのではなく…」という箇所については、①何をもって「現実の道徳」といえるのか（「現実」とはどういうことか）、②「徳目が…ある」とはどういうことか（「徳目」は「現実の道徳」に実在する（「ある」）ものなのか）、といった疑問が浮かぶ。倫理学の観点からみるならば、これは、藤田氏が道徳的実在論の立場に立つのか否かといった問題について考察する必要性があることを意味しているといえよう。

以上のように、最終的には藤田氏の立場が倫理学上いかなるものであるかを捉える必要がある。だが、ここではそのような論証に踏み込む必要はないだろう。藤田氏の論考において、氏の立場が道徳的実在論にあるのか否かが意図して述べられていないことが捉えられれば、宇佐美氏の主張の意味するところは理解できるからである。

再び藤田氏の論考に注目すると、さらに藤田氏の倫理学上の立場を厳密に特定する必要性がないことが認められる。具体的には、藤田氏が「価値」と「徳目」という語を相互に交換可能な語として用いているわけではないという点を明らかにしてみたい。このことは、試みにそれら二つの語を入れ替えて、新たに表現を生み出すことによって確認できる。例えば、引用箇所の前半部分の内容を用いて、「一般に徳目主義の道徳教育は、子どもが身につけることが望ましい徳目としてあれこれ

の価値を列挙するけれども」という句を作った場合、藤田氏がその著作において行う「徳目」と「価値」という言葉の用い方とずれが生じてしまうことが確認できる。特に、藤田氏は「身につけることが望ましい徳目」といった表現を、管見の限り、用いていないのである<sup>13)</sup>。

このことを踏まえると、やはり藤田氏においても、当然言葉の使い分けはなされているとみなす方が自然である。その意味では、宇佐美氏による「藤田氏には「価値」・「(学習指導要領の)項目」・「徳目」の区別が出来ていません」という指摘は当たらないといえる。

## (2) 徳目・価値の内実を決めるのはだれか

では、その使い分けにはどのような意図が認められるのだろうか。その手がかりをやはり先の引用箇所を求めるならば、徳目は、「子どもが身につけることが望ましい価値として」列挙されるものと記されている点が注目される。

徳目を列挙する主体として、本文では「道德教育」があげられているものの、実際にはそれが意志をもって活動するわけではない。したがって、その主語は、まずは道德教育の目的・目標を定める文部省〔文部科学省〕及びそれを含む政府であると考えて問題ないだろう。政府による政策決定は、中教審における審議及び答申を経て成立する学習指導要領に依拠して進められるわけであるから、その主語には、中教審の委員を構成する道德教育の一部の研究者を想定することができる。したがって、徳目は、それら研究者たちの議論の結実として学習指導要領に列挙されたものとみなすことができる。

藤田氏の記述の根幹は、そのように列挙される徳目の出自が「子どもが身につけることが望ましい価値」であることを示している点にある。つまり、徳目は単独で成立するものではなく、それはあくまでも価値の表れ、ないしその代替であるというのである。藤田氏も記しているように、価値は複数認められるわけだから、徳目はそれら複数の価値の整理によって生み出されたものである。徳目はあくまでも価値が整理されたものであるというこの理解に沿う内容は、次のような藤田氏の論稿から確認できる<sup>14)</sup>。

ここで私たちは、再び、あれこれの徳目を道德教育に固有な内容として列挙したい誘惑にかられる。しかし、すでに徳目主義の問題点として指摘したように、個々の徳目の意味内容は必ずしも一義的なものではない。例えば、ある人にとっての自己を表現する上での正直さは、他の人にとっては、他人の感情への鈍感さを意味するかもしれない。また、ある人にとっての権威への勇気ある抵抗は、他の人にとっては不逞、不遜を意味するかもしれない。にもかかわらず、ある種の意味内容を絶対化して教えようとするならば、道德教育は再び教化に墮することになる。

すなわち、徳目はあくまでも価値が整理されたものである以上、その整理の過程で元の価値の内容が一部捨象されざるを得ず、結果的に「個々の徳目の意味内容は必ずしも一義的なものではな」くなるというわけである。そのように徳目に想定される意味内容が人によって異なることが踏まえられないままに、政府あるいは一人の教師が見出した意味内容に基づいて徳目が教えられてしまうならば、「教化」すなわち「価値のおしつけ」が行われることになってしまう。

重要なのは、この価値のおしつけがなぜ問題であるかについて、藤田氏がどのような理由をあげているかである。再び藤田氏の著作を参照すると、その理由として、子どもたちによる自主的判断力の育成が道徳教育の目標とされなければならないという主張がなされていることが確認できる。それは例えば、「私たちは、諸価値が相互に関連し、あるいは相対立する状況のなかで子どもが自主的に価値を選択する能力を育てることを課題としなければならない<sup>15)</sup>」という主張に見出される。

問題は、価値の「選択」という表現がなされるに至った藤田氏の考え方にある。道徳教育を通して、子どもが自主的に価値を選択する能力を育てるという課題それ自体は望ましいものである。だが、たとえその目的が果たされたとしても、あくまでも価値は選択されるものであって、すでに子どもによる選択の前に存在しているという前提に疑問が呈されないとしたら、道徳教育の意義は危うくなってしまわないだろうか。つまり、徳目だけでなく、価値もまた誰かや何かによって選ばれ、生み出されたものであるということが注目されなければ、結局のところ、道徳教育では「教化」が行われることになってしまうのではないだろうか。

この点に藤田氏が問題意識を見出しているかどうかは、氏の道徳教育観を捉える上で重要である。だが、徳目の形で列挙される価値それ事態が、だれによって、またどのようなプロセスで選ばれるかについては、氏の著作において中心課題とされていない。アメリカにおける「価値の明確化」やコールバーグの道徳性発達理論が取り上げられていることを踏まえれば、本来、藤田氏の著作では、全くの自由のようであるが実際には存在する見えない枠組みが明らかにされる必要があったのかもしれない。それによって初めて、戦後における道徳教育の変質について論じたことの意味、あるいはそのような変質が求められるに至った社会の変化が捉えられたといえるのだし、子どもたちが価値について思考・志向する新たな道徳教育の在り方を研究する道が開かれるからである。

### 3. 「徳目」とは何か—宇佐美氏の場合—

#### (1) 宇佐美氏による語の使い分け

一方の宇佐美氏は「価値」と「徳目」という言葉をどのように使い分けているのだろうか。ここではまず、その比較対象として、藤田氏の記述をみておこう。藤田氏は、例えば「……手品師の少年に対する『親切・同情』と『誠実』、友人との『信頼・友情』、自分の『より豊かな暮らし』と『社会的自己実現』などの価値がとらえられるのである」と述べている。このことから、藤田氏は、「親切・同情」を「価値」として位置づけていることが確認できる。

それに対して、宇佐美氏は、先に引用した『「道徳」授業をどうするか』の第2章第2節「徳目」の冒頭において次のように述べている<sup>16)</sup>。

前章で、私は「公正」や「公平」という価値語の性質について論じました。……それは、りんご箱に入っているりんごを「りんご」と示すようなレッテル、事実を支えられたレッテルではありません。事実とどう対応するのが不明で、きわめて恣意的なレッテルです。貼りつけたければ、事実の上にもどのようにでも貼りつけられる（つまりどんな理屈でも成り立つ）いいかげんなものです。

このような価値語のレッテルは、一般に「徳目」と呼ばれています。徳目が示すような価値が資料の中にあると考えるのは誤りであることも、私は述べました。…

徳目が事実の中にあると思ったり、事実を考える上で役に立つと思ったりするのは誤りです。……徳目は現実に行われている認識を分析するには全く役立ちません。

ここには、「価値語」、「徳目」、「価値」という三つの関連する言葉が用いられている。前の章との関連で取り上げられた「公正」や「公平」は「価値語」として位置づけられ、さらにそれが一般に「徳目」と呼ばれている。両氏の記述を比較すると、藤田氏が例示した「親切・同情」に相当する「公正」は、宇佐美氏の文章においては、「価値」ではなく「価値語」あるいは「徳目」と呼ばれているわけである。

「価値」と「価値語」。これらの間には、「語」がついているかついていないかの違いしかないが、この違いは重要である。なぜなら、「価値」という対象を「語」すなわち言葉とみなすか否かという点こそ、宇佐美氏と藤田氏を区別するものだからである。さらに、その「価値語」が「徳目」と同義であることが示されていることを踏まえると、「徳目」もまた言葉であるという理解を宇佐美氏がもっていることが読み取れる。

では、なぜ「価値」が言葉であるかそうでないかを区別することは重要なのか。その理由は、ひとえに、言葉はだれかが発するもの、あるいはだれかが頭ないし心に抱くものとしてあるからである。このことが自覚されている限り、自分が「価値」という対象を特定の言葉によって表していることは意識され続ける。人が用いる言葉が特定の「価値」をどの程度表せているかは、その本人がそれまでにどのような言葉を獲得してきたかに左右される。個々の言葉は、辞書の定義で一義的に捉えられるほど狭く浅い意味内容から成るものではない。言葉の意味は、人が見たもの・聞いたものとの関わりにおいて、広さ・深さを与えられてゆく。すなわち、本人の知識・経験の全体との関連で、言葉の意味が定められていくわけである。

引用箇所において、宇佐美氏が「レッテル」という表現を用いたのは、言葉のもつこのような性質を踏まえてのことと推察される。以上の考察を基にすると、「価値」と「価値語」及び「徳目」は区別されてしかるべきという宇佐美氏の主張するところが理解されるはずである<sup>17)</sup>。

## (2) 宇佐美氏の論考における「価値」の意味

他方で、「価値」という言葉について宇佐美氏はどのような意味を与えているのだろうか。宇佐美氏は、『「道徳」授業をどうするか』において、『新道徳教育事典』（第一法規、1980）の定義を参照しつつ、次のように述べる<sup>18)</sup>。

では、「価値」とは何だと考えられているのでしょうか。同書で、「価値」を見てみます。

価値あるものとは、大切なもの、望ましいものをいう。それは、自己の要求、特に感情や意志の要求を満たすものについていわれる。〔79ページ。この部分の筆者は金井肇氏です。〕

このような理解は、次の二重の誤りを含んでいます。

- 一 「学習指導要領」に示されている内容項目を「価値」だと考える誤り。



二 その上で、このような「価値」を「ねらい」とする誤り。

この二つによって徳目主義の虚偽（fallacy）は出来上がります。

現実には「価値がある」と言われる場合は、経験のあるあり方です。経験というものは言葉よりも広くて、なんとも言い得ないあるものなのです。

だから、「内容項目」が価値であるはずはありません。それは「価値である経験について便宜的に見出しのために貼ったレッテルとしての言葉」です。「徳目」とは、このようなレッテル言葉のことです。

この引用箇所の前半部分において、「価値」を「内容項目」あるいは学習指導要領の「ねらい」と同一視することの誤りが指摘されている。続いて、その後半部分では、価値はすなわち「経験」であることが示されている。

先に行った考察を通じて、言葉の意味は当人の経験の全体との関連で定められていることを確認したことを踏まえるならば、「経験は言葉よりも広い」という表現の意味するところは、自ずと理解されるだろう。これは、人がいま経験していること、過去に経験したことのすべてを言葉に置き換えることは到底不可能だという理解に基づいている。それが不可能であることは、人が有する経験の量が膨大であるということもさることながら、その質（内実）を人がすべて捉え切ることができず、しかもそれを言葉で表すことがいっそう困難であるということに起因している<sup>19)</sup>。

宇佐美氏の提示した「徳目」を単なる言葉とみる見方は、学習指導要領に掲載された内容項目（「徳目」）の意味するところを理解する過程で、人が必ず自らの知識や経験を振り返る必要を喚起する。現行の学習指導要領においていっそう重視されている「自我関与」との関連を踏まえた時、道徳科においてそのような振り返りを推奨することにつながり得る宇佐美氏の立場はより整合性を有したものとみなされる。翻ってその立場は、価値とはいったいだれのものなのかという問題について人びとに考えさせる契機となる以上、子どもたちによる価値の「選択」を提唱した藤田氏の立場の基盤を問い直すものであると言えるだろう。

### 本稿における考察の小括と今後の検討課題

以上、本稿では、「徳目主義」批判をめぐる宇佐美・藤田両氏による論争の経過を追うことにより、両者が「徳目」に込めた意味の相違について明らかにした。考察の結果、両者によって「道徳」の時間が「徳目主義」的であることが批判されていながら、その批判において用いられた「徳目」の意味するところが大きく異なっていることが確認できた。

もしかしたら、このように意味の相違があること自体は、道徳科における授業実践自体に大きな影響を与えないという見方もあるかもしれない。だが、宇佐美氏の主張を踏まえると、そのような判断は成り立たないはずである。「価値」と「徳目」を同一視することは、道徳読み物教材それ自体に価値が内在しているという立場を認めることになる。この立場に立つとき、道徳科の目的は、子どもが道徳読み物教材から直接引き出すことのできる「唯一の正しい」価値（あるいはあらかじめ読み取ることのできる価値）を理解することにあるとみなされてしまうおそれがある。しかし、文

章を読むとはどういうことなのかということに注目して、その読み取りの過程において読み手の知識と経験が関係していることを踏まえるとき、読み物教材から「唯一の正しい」価値を引き出せるという立場は誤っていることが認められる。このように考えるとき、「徳目主義」を巡る宇佐美・藤田論争においては、宇佐美の主張の方に妥当性があるといえるだろう。

そして、以上の考察を踏まえると、「道徳」の時間に対して「徳目主義」批判が成り立つか否かという本稿の冒頭に掲げた問題についても一旦の解答を出すことができるはずである。本稿はそれを可能とみなす立場に立つ。なぜなら、宇佐美氏の主張する意味において、「徳目」ないし「徳目主義」という語を捉えた場合、道徳科における読み物教材に対する発問には、いまなお教材本文の意味するところを正確に把握する意識を欠いたものが存在するからである。それは特に、「卒業文集最後の二行」や「足袋の季節」のように、筆者自身が教材本文の主人公であるような実話の文章に当てはまる。筆者がいかなる意味で文章中の言葉を用いたのかについて丹念に読み取ることのないままに、「このときの筆者の思いはどのようなものだったか」といった発問がなされても、教材本文（あるいは教材の筆者ないし登場人物）と読み手である子どもの間のずれは意識されないままに授業が進められてしまう<sup>20)</sup>。したがって問題は、「徳目主義」という用語の使用を認めるか否かにあるのではなく、本稿で述べたような視点を意識して読み物教材を扱っているかにあるといえよう。

その一方で、宇佐美の論考の意味するところがすべて明らかになったわけではない。藤田氏が宇佐美氏に対して提示した疑問点の一部が解消されないままに残されているからである。それは、藤田氏の著作『道徳教育 その歴史・現状・課題』に示された宇佐美氏に対する疑問点のうち、特に、道徳教育独自の目的は何かというものである。それについては、宇佐美氏が道徳教育と教科教育、つまり徳育と知育を区別することを批判する立場に立っていることを踏まえることで解答を得ることができるという見方も成り立つかもしれない。つまり、宇佐美氏が、様々な知識や法則の理解を目指す知育と徳育を不即不離のものとして捉えていることをもって、藤田氏の疑問は解消されるという見方もあり得るかもしれない。

しかし、それはあくまでも一旦の解答にすぎない。なぜなら、読み物教材を構成する「事実」を収集すること（宇佐美氏が他に述べているところでは、「認識」をすること）によって、道徳教育の目的が達成されるという説明では、知性と道徳性の相関関係ないし総合的關係を把握することの重要性が確認されたにすぎないからである。「事実」を知っていくことが、すなわち道徳教育であると主張が成り立つためには、「知る」とは何か（あるいは「認識」とは何か）ということが改めて問われなければならない。それについては稿を改めて検討したい。

## おわりに

興味深いことに、本稿の冒頭で示したとおり、道徳科が教育課程に位置づけられることが決定した2014（平成26）年以後、各種公的資料及び審議の議事録の中に「徳目」ないし「徳目主義」という用語は用いられていない<sup>21)</sup>。その理由は、ひとえにそれらの用語を用いること自体が、道徳教育で育成される道徳的価値に対する批判的立場の表明を意味してしまうことにあるのかもしれない。筆者としては、「道徳」の時間の特設及び同授業の実施内容・実施方法に対してなされた諸先行研究

において、「徳目主義」という用語が広く用いられていたことを確認していたために、近年「徳目」あるいは「徳目主義」という用語が用いられていないことに意外性を見出した。

だが、そのような動向は、かつて表明された批判的検討の内容それ自体が不要となってしまったことを意味するものではないはずである。二項対立で区分けされた大きな主義・主張にもとづく論考の時代を経て、近年ようやく論者の立場を超えて教育内容・教育方法の実質に関する議論がなされる環境が整ってきたことを踏まえるならば、今後の教育政策では、そのような環境を十二分に生かした議論が展開されていくことを願うばかりである。

## 注

- 1) 今回は、文部科学省. 2015. 『小学校学習指導要領』、文部科学省. 2015. 『学習指導要領解説 特別の教科 道徳編』(廣済堂あかつき)、道徳教育に係る評価等の在り方に関する専門家会議. 2015. 議事録、教育課程企画特別部会. 2015. 「論点整理」、考える道徳への転換に向けたワーキンググループ. 2016. 議事録を参照した。そこには、「徳目」という語は、直接は用いられていない。
- 2) 例えば、文部省 [文部科学省] の政策決定のプロセスのうち、とくに答申の内容や審議会の議事録に当たりながら、徳目主義批判の正否に関する公式見解を探ることが考えられる。これについては別稿を参照。
- 3) 藤田昌士. 1981. 「第一章 道徳教育の現状と課題」宇田川宏・藤田昌士編著『道徳教育の実践』, 4, (総合労働研究所).
- 4) 宇佐美寛. 1984. 『「道徳」授業をどうするか』(明治図書), 79-80.
- 5) 藤田昌士. 1985. 『道徳教育 その歴史・現状・課題』(エイデル研究所), 230.
- 6) 簡潔にまとめるならば、藤田氏の示した論点として次の五点があげられる(同上, 230-237).
  - (1) 価値のなかでも道徳と呼ばれるものは、どのような価値であるか。
  - (2) 宇佐美氏は「公正」や「公平」という「価値語」(徳目)を「恣意的なレッテル」としてとらえているが、氏もまた「誠実」という「価値語」を用いている。これは矛盾ではないか。
  - (3) 宇佐美氏は、「道徳とはある状況、ある人物との関係において相対的に成り立つものとしてとらえられているかと思われる」が、「道徳は、社会規範としてのその本質に由来して、人々(究極的には人類)が共有すべき価値としての普遍性を指向することが本来である。「徳目について、人々が合意することが可能であるような普遍的な意味内容があり得る」と述べた自身の見解について、宇佐美氏はどう考えるか。
  - (4) 「徳目主義」とは何であるか。
  - (5) 道徳教育は、主知主義と主情主義とのいずれにも一面化することなく全面的に展開されるべきである。これについて、宇佐美氏はどう考えるか(「そもそも道徳教育の概念的独自性とは氏においてなんであるのか」)。
- 7) 前掲5), 234.
- 8) 前掲4), 80.
- 9) 藤田昌士. 1969. 「日本における道徳教育の現状——「道徳」時間特設以降の経過と現状——」勝田守一監修『道徳教育と人間形成』, 8-39, (明治図書).
- 10) 藤田昌士編. 1979. 『講座 日本の学力 11 道徳と教育』(日本標準)に収められた藤田氏の執

筆による以下の論稿を参照した。「今日の子どもと道德性の問題」, 13-29 / 「道德教育の批判と建設——近代日本における知育と徳育——」所収の「戦前・戦時の道德教育」, 33-58 / 「学校における道德教育」所収の「道德教育における学校の任務」, 283-304 / 「教科指導と道德教育——科学の教育を中心として——」, 304-322.

- 11) 本文にあげた四つの著作の他に、近年執筆された論稿にも目を通したが、言葉づかひの区別が明確になされた箇所は見受けられなかった。藤田昌士. 2019. 「道德教育の批判と創造」『教科研究』部会の研究経過 藤田昌士・奥平康照監修『道德教育の批判と創造』(エイデル研究所).
- 12) 前掲10), 291.
- 13) 『道德教育と人間形成』には、藤田氏による文章の中に「徳目」という言葉は用いられていない。唯一、村井実氏の表現を引用した中に用いられているのみである。『道德教育の実践』では、「徳目」という言葉が複数用いられているが、その表現の仕方は、例えば「現実には、あれこれの徳目がひとり歩きしている授業が少なくない」(4頁)や「道德性とは、あれこれの徳目的知識の寄せ集めではない」(5頁)など、少なくとも子どもが身につけるべき望ましいものとして取り上げられてはいない。また、『道德教育 その歴史・現状・課題』においても、「修身教授、また訓練をもおおう徳目主義の問題についてはこれまでほとんど述べることができなかつたのですが、その問題性を、まず、あれこれの徳目を操作することによって既成の秩序への服従を求めるそのおしつけ的な性格に求めたいと思います」(37頁)のように、「徳目」は同様の扱いがなされている。
- 14) 同書, 294.
- 15) 前掲5), 236.
- 16) 前掲4), 71.
- 17) 「価値」のような対象が言葉であるか否かを厳密に規定する立場は、宇佐美氏の論稿において一貫して保持されてきたものである。詳しくは、宇佐美寛. 1987. 『教育において「思考」とは何か——思考指導の哲学的分析——』(明治図書)のうち、特に「第八章 記号としての徳目」あるいは「第九章 徳目と人間像」を参照。
- 18) 前掲4), 97.
- 19) 宇佐美氏のいう「価値は経験である(筆者注:実際には「価値である経験」)」という主張は、経験とは何かという新たな問いを喚起する。「徳目主義」ないし「徳目」の内実について考察することを旨とする本稿は、その問いに対する考察を行う場ではないため、検討すべき事項のみ引き出しておこう。①宇佐美氏は「経験」という言葉をどのような意味で用いているか、②経験を通して個々人の「価値観」が形成されていくプロセスはどのようなものか、③「価値」と「経験」の包含関係はどのように考えられるか(「価値」と「経験」は全く重なり合うものなのか、それともどちらか一方に含まれるものなのか)。
- 20) 拙稿. 2020. 「「後悔」とは何か(2)——道德読み物教材「足袋の季節」の分析を通じて——」『茨城大学全学教職センター紀要』39, 305-318を参照。
- 21) 一方で、教育基本法(旧)の制定に至る過程では「徳目」という用語が用いられていたことが確認できる。例えば、文部科学省が作成している「教育基本法資料室へようこそ!」というホームページのうち、「教育基本法ってどんな法律?—昭和22年教育基本法制定時の規定の概要」を参

照。具体的には「教育の目的は、A：人格の完成をめざし、B：平和的な国家及び社会の形成者として、(以下の徳目を有する) 心身ともに健康な国民の育成を期すること. 1 真理と正義を愛し、2 個人の価値をたつとび、3 勤労と責任を重んじ、4 自主的精神に充ちた」と記載されている。文部科学省 HP ([https://www.mext.go.jp/b\\_menu/kihon/about/004/a004\\_01.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/kihon/about/004/a004_01.htm)) (最終閲覧日：2020年6月10日)。